

鳥取市営住宅公園等環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市営住宅公園等環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市営住宅団地内の公園及び広場（以下「団地内公園等」という。）の環境美化を図るため、当該団地の住民が行う除草・清掃活動の円滑な実施を促進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、団地内公園等（公園にあつては面積150㎡以上（300㎡未満の場合は遊具を有していること。）のもの、広場にあつては面積300㎡以上のものに限る。）の除草・清掃活動を行う次に掲げる団体とする。ただし、同一団地内に複数の団体がある場合は、そのうちの1団体のみとする。

(1) 団地内で結成された自治会組織等

(2) 団地内で結成された団体で、住宅管理人が代表であるもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項及び次条に規定する団地公園等の面積については、都市整備部建築住宅課が算定した数値を使用する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が本補助金の申請日の属する年度において実施する前条第1項の団地内公園等の除草・清掃活動とし、申請日前にこれらの活動を行った場合にあっては、当該申請日前の活動も補助対象事業に含むものとする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に要した費用の額と補助限度額（別表の第1欄に掲げる団地内公園等の面積の区分に応じて同表の第2欄に定める額とする。）のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、一の補助対象者につき1年度1回限り交付するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第7条 本補助金の交付に関わる事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(実績報告の提出時期)

第8条 規則第12条の規定による報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の末日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月2日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月19日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

別表（第5条関係）

1	2
補助対象となる団地内公園等の面積	補助限度額
150㎡以上300㎡未満の遊具を有する公園又は 300㎡以上500㎡未満の団地内公園等	15,000円
500㎡以上3,000㎡未満の団地内公園等	20,000円
3,000㎡以上の団地内公園等	25,000円